

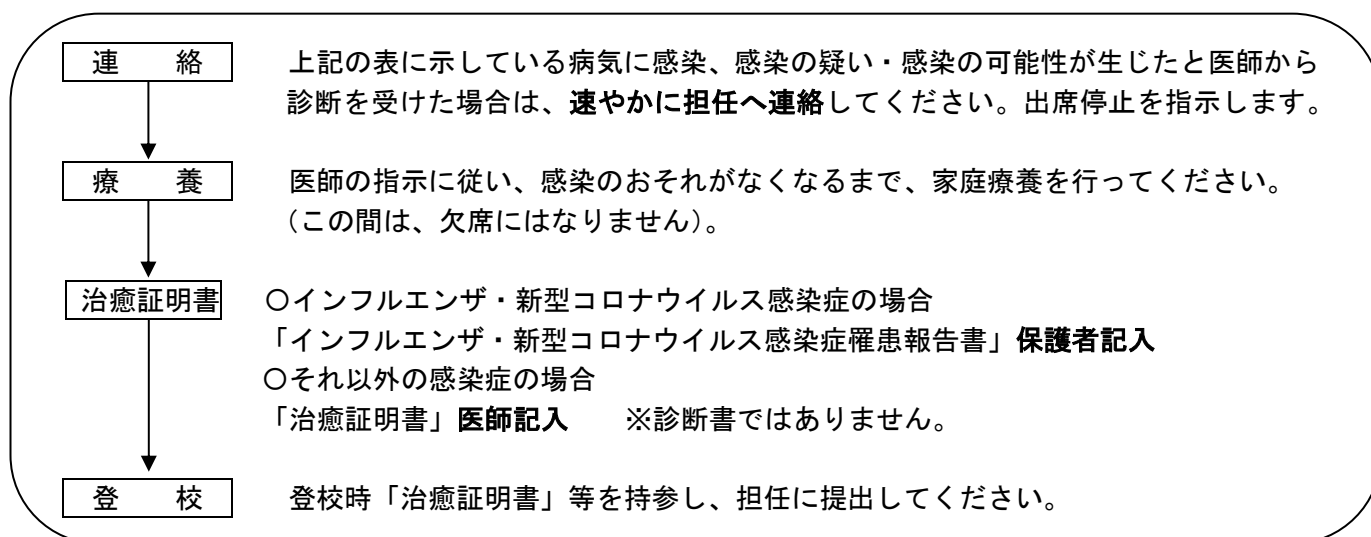
学校において予防すべき感染症による出席停止について

1 学校において注意すべき感染症の種類

学校保健安全法施行規則に定められている学校において予防すべき感染症は、下記のとおりです。これらの病気にかかると（疑い・おそれを含む）、出席停止の措置をとります。

第1種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

2 出席停止の手続き



- * 第3類その他の感染症については地域の流行状況等により、出席停止になるものがあります。診断された感染症名は上記にないものも必ず学校に連絡してください。
- * 「治癒証明書」「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患報告書」は、本校ホームページからダウンロードできます。印刷ができない場合は担任にご連絡ください。様式は、法改正等に伴い、随時変更しています。最新のものをご使用ください。